

基礎から学べる 金融ガイド

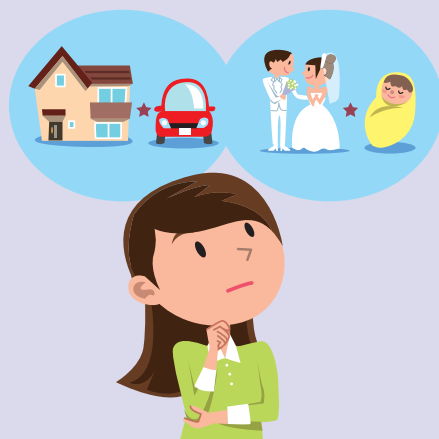
読んで学べる！

生活に必要な
金融の知識と判断力を
身につけて

生活スキルを
高めよう！



家計管理



生活設計



預貯金



株式/債券/投資信託



生命保険/損害保険



クレジット/ローン



その他のサービス



外部知見の活用



トラブルに注意

社会人として経済的に自立し、 より良い暮らしを送るために、 金融に関する知識と判断力を 身につけましょう。

現代の社会では、誰であっても、生涯にわたってさまざまな金融商品と関わりを持つことになります。金融に関する知識と判断力(金融リテラシー)を身につけることは、わたしたちが、より自立的で安心かつ豊かな生活を送るために必要な生活スキルを高めることでもあるのです。この冊子が、日々の暮らしに少しでもお役に立てば幸いです。



家計管理・・・・・・・・・・・・・・ 3

生活設計・・・・・・・・・・・・・・ 5

預貯金・・・・・・・・・・・・・・ 7

株式／債券／投資信託・・・・・・・・ 11

生命保険／損害保険・・・・・・・・ 17

クレジット／ローン・・・・・・・・ 21

その他のサービス・・・・・・・・ 27

外部知見の活用・・・・・・・・ 29

トラブルに注意・・・・・・・・ 31



家計管理

適切な収支管理の習慣化

ライフプランを実現するための第一歩は、適切な収支管理を習慣化することです。現状の収入や支出をきちんと把握し、計画性のない支出は抑え、収支の改善に努めることが大切です。

毎月の生活費はいくらかかっていますか？

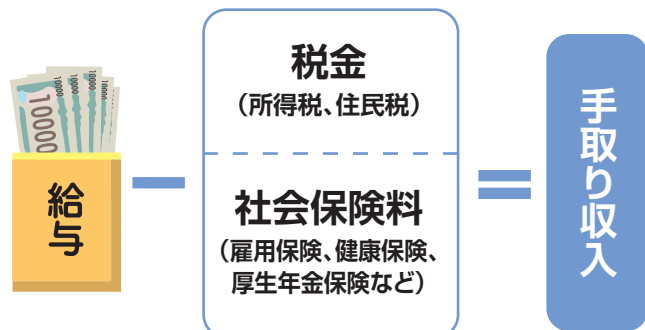
まず、家計の現状を把握することから始めましょう。「毎月の収入は？」「毎月の食費はどれくらいかかっている？」「光熱費は？」「交際費は？」というように項目ごとに把握した上で、収支のバランスが取れているかどうかをチェックしてみましょう。

生活費を把握
することが
家計管理の秘訣！



手取り収入を把握する

手取り収入とは、会社員の場合は給与から税金（所得税、住民税）と社会保険料（雇用保険、健康保険、厚生年金保険など）を差し引いた後の金額です。貯蓄や支出の基準になりますので、きちんと把握しておきましょう。



支出を把握する

支出を把握していなければ、お金の使い方を適切に見直すことはできません。家計簿をつけたりすることで、支出を把握・分析しましょう。



自分を取り組みやすい形で収支を記録しましょう

「収支の記録はとても重要」

どんな形でも続けることが大切です。例えば、レシートを取っておいて分類・分析をする、パソコンのソフトやスマートフォンのアプリを活用して家計簿をつけるなど自分を取り組みやすい形で収支を記録し、的確に把握しましょう。



無駄な出費を
もう一度
見直してみよう!



収支状況を把握して お金の使い方を考えましょう

収支状況を把握したら、お金の使い方を見直してみましょう。その際には、「自分にとって本当に必要なものなのか、それとも欲しいだけのものなのか」を自問し、無駄な支出は抑えることで、赤字解消・黒字確保を目指しましょう。

お金の使い方を見直す

例えば、お酒、たばこ、コーヒーなどの嗜好品や、遊興費、ギャンブルなどへの支出を見直してみることが考えられます。また、通信費や家賃など、毎月必要な支出についても見直してみましょう。例えば、スマートフォンやインターネット回線は適切な料金プランとなっているか、家賃、食費、

交通費、光熱費など生活に必要な費用が毎月確保できる範囲のものとなっているかなど、見直すポイントはたくさんあります。ギャンブルや買い物などにのめり込むことで、借金を繰り返してしまふことがあります。依存症は病気です。(詳しくは25・26ページ参照)

嗜好品



通信費



遊興費、ギャンブルなど



家賃



見えにくくなっているお金の使いすぎにも注意!

詳しくは27ページをご覧ください。

生活設計

人生に必要な資金を計画的に考える

ライフプランとその資金計画を作ることを生活設計と言います。
ライフプランを明確にして、必要な資金を確認してみましょう。

ライフプランの考え方は、人によってさまざまです。

働き方

会社員・公務員

フリーランス

起業・会社経営

社会保険料

会社負担
+
天引き

自分で加入

年金について
知りたいときはこちら

日本年金機構

<https://www.nenkin.go.jp/index.html>

厚生労働省わたしとみんなの年金ポータル

<https://www.mhlw.go.jp/nenkinportal/>

健康保険について知りたいときはこちら

厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryohoken/koukikourei/index_00002.html

全国健康保険協会

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>



出産・子育て

する

しない

出産・子育てには、分娩費用だけではなく検診、出生後のおむつなどの消耗品、生活用品、お祝いごとなど、さまざまな費用がかかります。

出産手当金などの
制度を利用すると
自己負担金額が
減るわ



出産や子育てへの公的支援について知りたいときはこちら
生命保険文化センター

<https://www.jili.or.jp/lifeplan/lifeevent/796.html>

結婚

する

しない

結婚する場合、結婚式や披露宴、
新居の費用などがかります。

お一人様で
気ままな旅も
楽しい

会費制
パーティーなら
手頃かな



結婚式の費用について知りたいときはこちら

ゼクシィ Wedding Manual

https://zexy.net/mar/manual/kiso_souba/

住宅購入

する

しない

持ち家が
あれば安心？
賃貸なら
自由に
動ける？



住宅購入の資金などについて知りたいときはこちら

住宅金融支援機構

https://www.jhf.go.jp/about/research/loan_flat35.html

わたしたちの人生には、さまざまな選択肢があり、どのような生き方を選ぶのか、それによっていつ、どのようなライフイベントがあり、どのくらいの費用がかかるのかは人によって違います。まず自分のライフプランを立ててみましょう。それによってどのような準備が必要なのかが、具体的に見えてきます。既にライフプランを明確にしている人も、環境の変化に応じて見直すことが大事です。

*各自治体や企業によってはライフイベントごとに、さまざまな補助が受けられる場合もあります。ご自身のお住まいや勤務先の制度を調べてみましょう。

いろいろな選択肢を見てみましょう。

教育

公立か私立か、自宅通学か一人暮らしか、留学するかなどにより費用は大きく変わります。



学校の費用以外にも、塾や習い事の費用がかかるのよね

子どもの教育費について知りたいときはこちら

生命保険文化センター

<https://www.jili.or.jp/lifeplan/lifeevent/index.html>

介護

施設への入所か自宅での介護かにより費用も変わります。



子どもに介護してもらうのは心苦しいわ。施設に入る資金が必要ね

在宅で介護するにはリフォームが必要なきもあるね

介護費用について知りたいときはこちら

生命保険文化センター

<https://www.jili.or.jp/lifeplan/lifesecurity/1116.html>

老後



次の旅行はどこに行こう。孫にプレゼントもしたいなあ

老後の生活費について知りたいときはこちら

生命保険文化センター

<https://www.jili.or.jp/lifeplan/lifesecurity/1141.html>

その他の資金

余裕資金

車

(7年ごとに買い替える人が多い)

出典：日本自動車工業会「2019年度乗用車市場動向調査」

緊急資金

3カ月～1年分

リストラ、事故、災害、病気……
うわああああ



出典：日本FP協会ホームページ
「主なライフイベントにかかる費用の目安」

預貯金

預ける・ためる・引き出す・振り込む

「預貯金」とは、銀行や信用金庫などの金融機関にお金を預けることをさします。口座を開設して、お金を預けるだけでなく、振り込みや引き落としなどを上手に活用しましょう。

金融機関の便利な機能

預ける

自分の口座に預けることでお金を安全に管理できます。



ためる

必要なときに備えてお金をためたいときにも活躍。毎月決まった額を早いうちから貯蓄すれば、まとまったお金をためやすくなります。



引き出す

金融機関はもちろん、コンビニなどのATMでも引き出せます。



振り込む

給料や家賃の振り込みから、公共料金や携帯電話料金などの自動引き落としまで、安全にお金のやりとりをすることができます。



金融機関を上手に利用しましょう

金融機関を利用する際には、そのサービス内容などを比較・検討して、自分にあった金融機関を選びましょう。

金融機関を選ぶポイント

●利便性

自宅や勤務先の近くなど自分がよく使うエリアに店舗またはATMがあるなど、金融機関を選ぶ上で利便性はとても重要です。インターネットバンキングの使いやすさもあわせて比較・検討しましょう。

●金利

金融機関によって金利は異なります。自分が利用したい貯蓄もしくはローンなどの金融商品の金利を調べておくことも大事です。

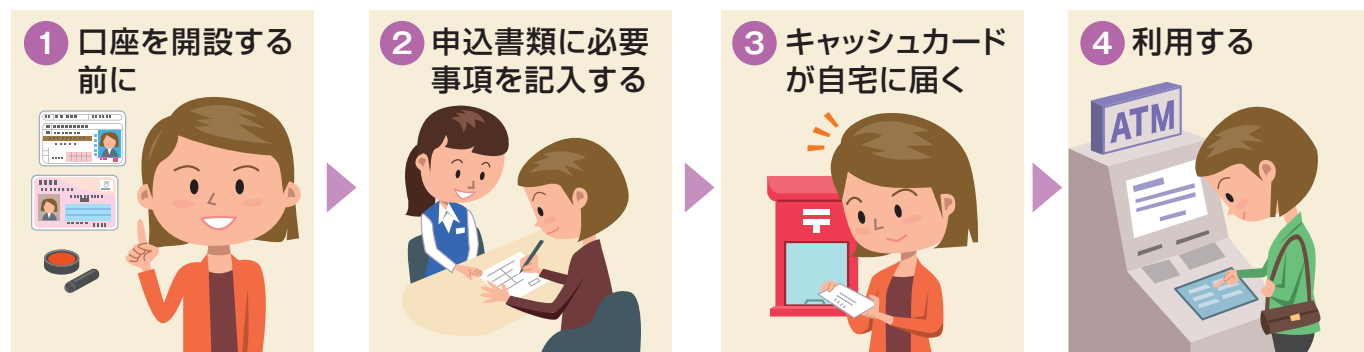
●ATM利用手数料

ATMの時間外手数料は、利用回数が多くなればそれだけ負担になります。ATM手数料の無料時間帯が何時から何時までか、時間外手数料はいくらかかるのかなどATMを利用するにあたって大事な点を比較しておきましょう。

●振込手数料

店舗、ATM、インターネットバンキングでの振込手数料は必ず調べるようにしましょう。また、他の金融機関への振込手数料も確認し、手数料をなるべく抑えるようにしましょう。

口座を作る —金融機関などを利用するための第一歩—



本人であることが確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証など）と印鑑を用意しましょう。

金融機関の窓口で「口座を開設したい」と伝え、必要書類に記入し、手続きを行います。

希望すれば数日後にキャッシュカードが自宅に郵送されます。ATMなどでさまざまな取引が可能になります。

預けたり、ためたり、引き出したり、振り込んだり。ATMや窓口、インターネットで利用できます。

※インターネットなどで口座開設の申込みができたり、店頭でキャッシュカードを受取れる場合もあり、金融機関によって方法が異なりますので、口座を開設したい金融機関に確認しましょう。

振り込みをするときの注意点

10万円を超える現金振り込みには、取引時確認（本人特定事項〈氏名、住居、生年月日〉、取引目的、職業などの確認）が必要となります。これは、マネー・ローンダリング（犯罪などで得た資金の出所を隠すために口座を移し替えたりすること）やテロ資金供与対策のための国際的な要請に基づき、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」で決められたルールです。

10万円を超える現金を振り込む場合

ATM ▶ 振り込みできません。



窓口 ▶ 本人確認書類などが必要です。

口座から振り込む場合

ATM

振り込むことが可能です。

※ただし、口座開設時に取引時確認が済んでいない場合には、本人確認書類などの提示がないと振り込みできないことがあります。

窓口

インターネット

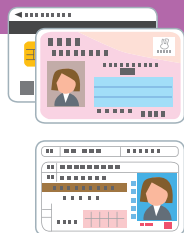


本人確認書類について

個人の場合

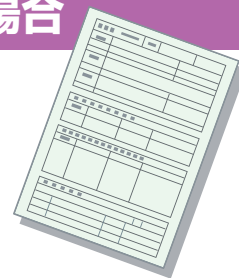
マイナンバーカード、運転免許証、在留カードなど

※顔写真がない本人確認書類を用いる場合は、追加の書類が必要です。



法人の場合

登記事項証明書など



「振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺」に注意しましょう

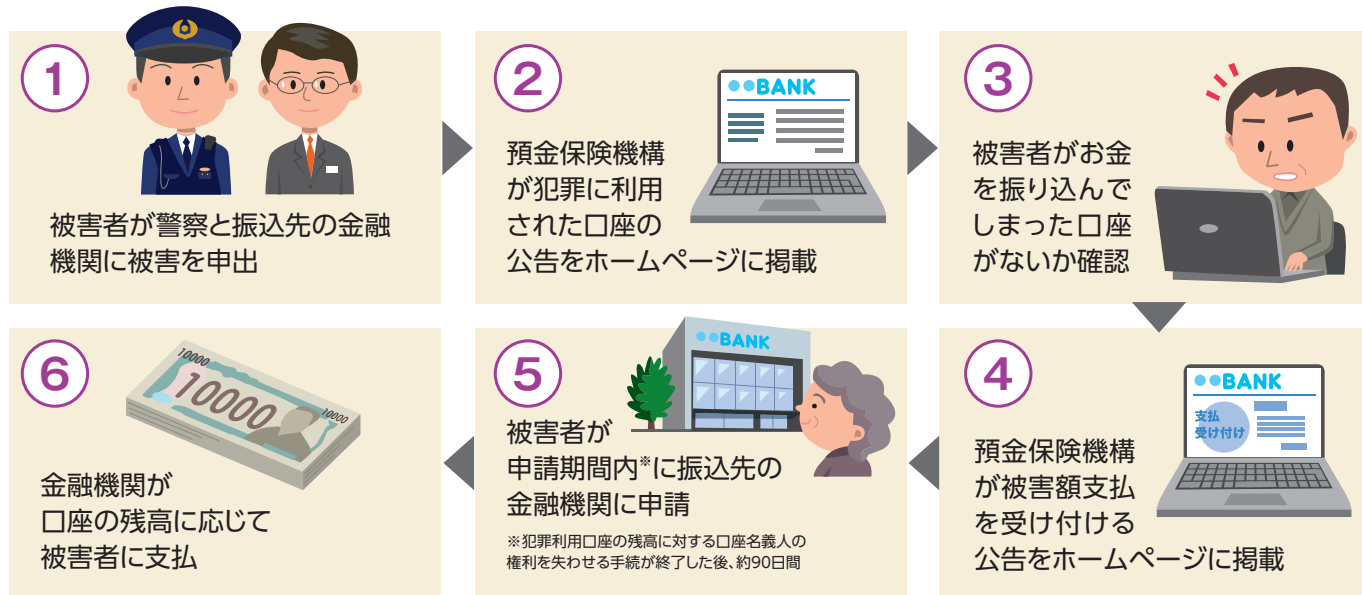
詳しくは35・36ページをご覧ください。

振り込め詐欺救済法について

この法律の制定により、犯罪に利用された口座に一定の残高がある場合、それを元に被害者に被害額の一部または全部の返金を行い、被害の回復を図ることができるようになりました。



振り込め詐欺などの被害額支払の流れ〈被害額支払のポイント〉



休眠預金等活用法について

休眠預金等活用法の施行により、2009年1月1日以降のお取引から10年以上、その後のお取引のない「休眠預金」は、民間公益活動(子どもや若者の支援、生活困難者の支援、地域活性化の支援など)に活用されています。



休眠預金の対象

普通預金に加えて、定期預金、貯金、定期積金などが対象となります。一方で、財形住宅や財形年金といった財形貯蓄や、障がいのある方のためのマル優の適用となっている預金、外貨預金などの預金保険制度の対象とならない預金は対象外となります。

休眠預金の引き出し

休眠預金となった後も、取引のあった金融機関に通帳や取引印、本人確認書類などをお持ちいただければ、引き続き、引き出すことが可能です。休眠預金の有無や引き出し手続などの詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

休眠預金の引き出し手続や活用についてより詳しく知りたい方は

●休眠預金の引き出し手続など

→金融庁ホームページ

(休眠預金等活用法特設ページ)

<https://www.fsa.go.jp/policy/kyuminyokin/kyuminyokin.html>



●休眠預金の民間公益活動への活用など

→内閣府ホームページ

(休眠預金等活用担当室特設ページ)

https://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.html



キャッシュカードの偽造や盗難などのトラブル

不正に取得したキャッシュカードや偽造したキャッシュカードを用いて、ATMから預貯金を引き出すという犯罪が発生しています！



キャッシュカードの偽造・盗難などの被害に遭わないために

キャッシュカード管理について

- キャッシュカードは携帯し、紛失していないかこまめに確認する。
- 他人にキャッシュカードを渡さない。
- 長期間利用していないキャッシュカードは安全性に問題がある場合があるので、取扱金融機関に相談する。



暗証番号について

- 生年月日、電話番号、車のナンバーなど他人に推測されやすい番号は使わない。
- 他人に暗証番号を教えない。
- 暗証番号をキャッシュカードに記入しない。
- ATMの操作中、暗証番号をのぞき見されないよう不審者に注意する。
- ゴルフ場やサウナなどのロッカー番号に暗証番号を使用しない。
- 他人に知られた可能性がある場合には暗証番号を変更する。



インターネットバンキング利用時の注意点

スマートフォンやパソコンで簡単に預貯金の残高をチェックしたり、お金を振り込んだりと、インターネットバンキングの利便性は日々高まっています。一方、トラブルも増えており、取引をするときは十分注意しましょう。

ポイント

フィッシングやスパイウェアなどに注意しよう

例えば、金融機関からのメールを装い、偽サイトにアクセスするように仕向け、インターネットバンキングのIDやパスワード、ワンタイムパスワードなどを入力させるという手口で、個人の金融情報を不正に入手し、金銭をだまし取る犯罪が発生しています。

注意

- 業者が定めている約款、利用規約、取引規約などを確認しよう
どんな取引でも重要なことですが、インターネット取引ではおろそかになりがちです。しっかり確認しましょう。

●セキュリティ対策をしよう

心当たりのないメールは開かない、あやしいメールのリンクをクリックしない、誰でも利用できる端末でインターネット取引をしないなど、日頃から注意するようにしましょう。また、市販のセキュリティソフトを使うと、あやしいサイトにアクセスするのを未然に防ぐのに役立ちます。OSを最新化することもセキュリティ対策に役立ちます。



株式/債券/ 投資信託

増やす・投資する

株式、債券、投資信託。名前は聞いたことがあるけれど、難しそうと思っ
ていませんか？ しっかりとした知識を身につけて、理解を深めながら、
自分にあった金融商品を選んでいきましょう。

投資を通じて社会にも目を向けてみましょう

わたしたちが銀行などに預けたお金は、企業に
貸し出され、その生産活動に使われます。その
結果、モノやサービスがわたしたちに提供され
ています。企業が資金を調達するには、こうし
た銀行などからの融資だけでなく、株式や債券
を発行するという方法もあります。

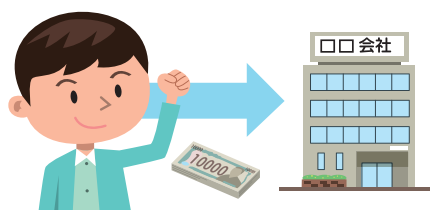
新しい事業を興したり、積極的に設備投資・研究
開発をしたりする意欲とアイデアを持つ人や企
業が、株式などを発行して資金を得ることで、
世の中に役立つモノやサービスを提供するこ
とができるようになります。それにより、わたし
たちの生活が便利になったり、企業が生み出し
た利益の還元を受けることができますし、ひいて
は日本経済全体が活発になることにもつながっ
ていきます。

投資は、こうした人や企業を応援するための方
法の1つといえます。



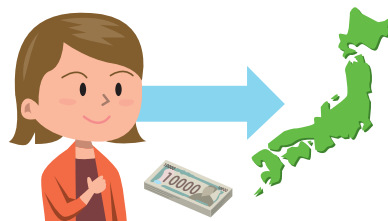
株式、債券、投資信託とは？

株式



株式会社を設立したり、会社の活動資金を集めるために発行されるもので、証券会社を通じて購入できます。株式を持つと、その会社が上げた利益に応じて配当などを受けることができます。

債券



債券は、国や地方自治体、会社が多くの人からお金を借りるために発行するものです。国の場合は国債や公債、会社の場合は社債と呼ばれます。定期的に決められた利息が支払われるのが特徴です。

投資信託



投資信託は、投資家から集めたお金を1つの大きな資金としてまとめ、運用の専門家が国内外の株式や債券などに投資する商品です。その成果は購入額に応じて投資家に還元されます。

リスクとリターンの関係

株式、債券、投資信託などは預貯金と違い、元本割れのおそれがあります。金融商品を選ぶ際には、リスクとリターンの関係を念頭においておきましょう。

「リターン」とは、お金を運用することで得られる成果のことで、利益が得られることもあれば、損失が出ることもあります。このようなリターンの不確実性（振れ幅）を「リスク」と言います。

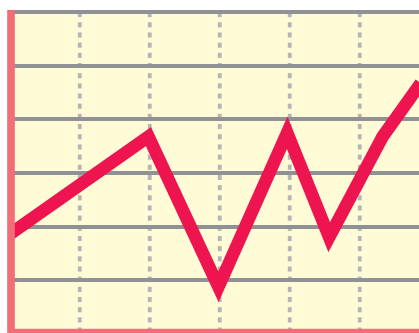
リスクが低い金融商品は、リターンも低くなります。高いリターンを望む場合は、高いリスクを伴うことになります。リスクとリターンには、一般的にこのような関係があることを理解しておきましょう。

また、この関係が理解できれば、リスクがなくてリターンが高いという金融商品がないことも分かりますし、「必ず儲かります」「安全・確実・高利回り・元本保証」といった説明をされたときに疑いを持つこともできます。

リスク許容度

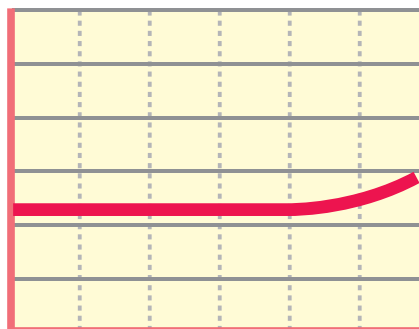
金融商品を選ぶ際には、自分のリスク許容度を把握しておきましょう。リスク許容度とは、どこまでの損失に耐えられるかということです。金融商品でお金を運用する際には、生活に無理のない範囲で始めることが大事です。

株式



株価は日々変わるため、高いリターンを得ることもありますが、損をしてしまうこともあります。

預貯金



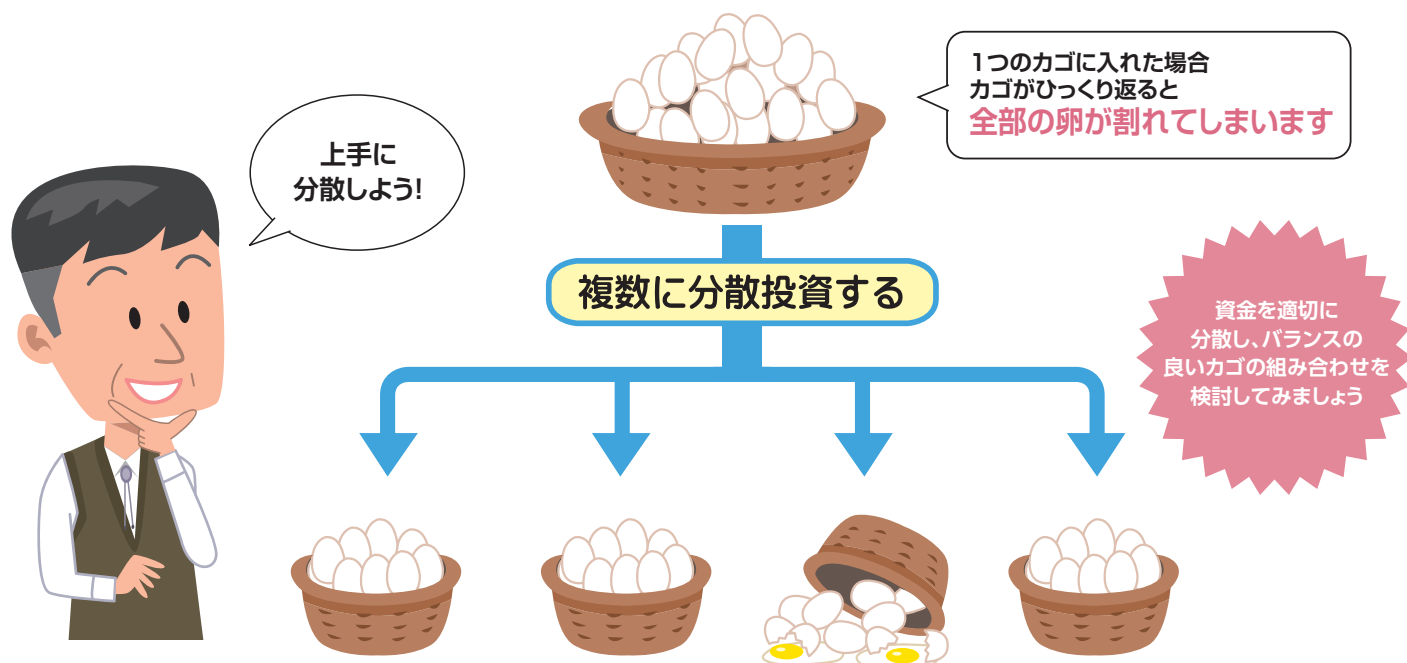
預貯金では、通常金利が一定であるため、安定したリターンを得ることができますが、高いリターンは望めません。

※グラフはイメージです。縦軸は資産価値の変化、横軸は時間の経過を示します。

分散投資や積立投資の効果

資産形成を行っていく際には、分散投資や積立投資がどのような効果を持つのか理解しておくことが重要です。

分散投資の効果



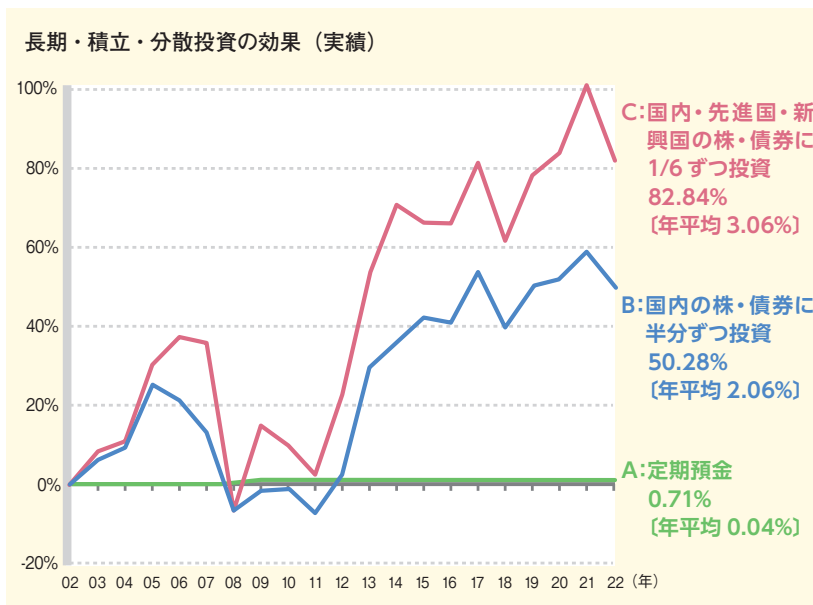
いろいろなカゴに分けておけば、一度に**全部の卵**を失うことはありません

投資には、「1つのカゴに卵を盛るな」という格言があります。

資金を1つの資産に集中しないで、複数の種類に分散して投資すれば、リスクが分散され、リターンの安定度が増す効果があります。

また、分散投資の観点からは、投資先の地域を限定することは、必ずしも好ましくはありません。国際的な分散投資を進めることで、より安定的に世界経済の成長の果実を得ることが期待できます。さらに、分散投資には、投資する時期を分ける「時間の分散」という考え方もあります。

資金を適切に分散し、バランスの良いカゴの組み合わせ（ポートフォリオ）を検討してみましょう。



（資料）Bloombergより、金融庁作成

（注）各計数は、毎年同額を投資した場合の各年末時点での累積リターン。株式は、各国の代表的な株価指数を基に、市場規模などに応じ各国のウェイトをかけたもの。債券は、各国の国債を基に、市場規模などに応じ各国のウェイトをかけたもの。

積立投資の効果

効率的な資産形成を行うためには、「時間の分散」と「長期保有」を組み合わせた「積立投資」が有効です。積立投資は、金融市場の短期的な値動きに一喜一憂することなく、長期の複利効果を得ながら資産形成を行える手法で、少額からでも始められます。

時間の分散

効率的な資産形成を行うためには、お金を一度に投資するのではなく、何度かに分ける、つまり投資時期を分散させるという方法も有効です。その1つとして、例えば定期的に一定額を投資する定額購入法（「ドル・コスト平均法」とも言います）があります。投資時期を分散させることで、投資するタイミングによる（値上がり、値下がりといった）リスクを抑える効果があります。

以下のような値動きの場合に、投資信託を最初に4万円分買ったときと、4カ月間、毎月1万円ずつ定額で買ったときを比べると

	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	
投資信託1万口の価格推移	1万円 ¥	2万円 ¥	5千円 ¥	1万円 ¥	
最初に4万円分購入した場合	4万円	0円	0円	0円	購入総額4万円 購入口数計4万口 平均購入単価 (1万口あたり)1万円
	4万口	0口	0口	0口	
毎月1万円ずつ購入した場合 積立投資	1万円	1万円	1万円	1万円	購入総額4万円 購入口数計4.5万口 平均購入単価 (1万口あたり)約9千円
	1万口	5千口	2万口	1万口	

価格が高いときは少なく購入することになります
価格が安いときは多く購入することになります

長期保有

金融市場は、短期的には大きく変動することがありますが、保有期間が長くなるほど、こうしたバラツキがならされ、リターンが安定する傾向があります。

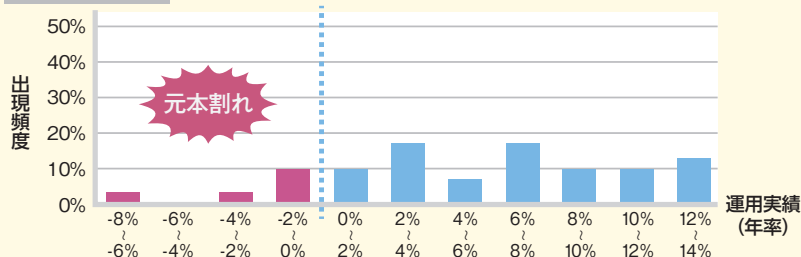
「複利」も理解しておきましょう！



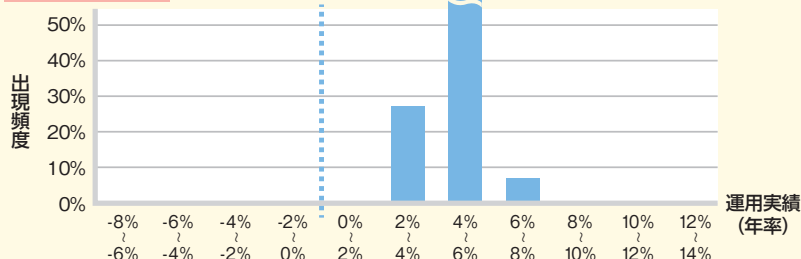
資産・地域を分散して積立投資を行った場合の運用実績【保有期間（5年、20年）】

（注）1989年以降、毎月同じ金額ずつ国内外の株式と債券に積立投資を行い、5年間と20年間それぞれ保有した場合についての年間収益率と運用結果を計算したもの

保有期間 5年



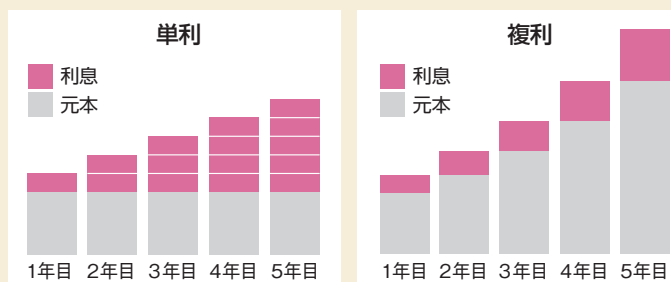
保有期間 20年



出所:Bloomberg、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社より金融庁作成

※単利と複利

単利は、元本のみに対して利息がつきますが、複利は、元本と利息に対して利息がつきます。資産を長期で保有するほど、「複利」効果を多く享受することができます。



投資を始めるための準備

投資を始める前に



投資する資金は、生活資金とは別の余裕資金で行いましょう。

損をしても得をしても投資責任はすべて自分にあることを念頭におきましょう。

口座を開設する



株式などを取引するには、証券会社などに口座を開く必要があります。最近ではインターネットでも気軽に口座開設ができます。取引口座の開設には本人確認書類やマイナンバーカードの提示が必要です。

投資する場合



現在は株式、債券、投資信託など、さまざまな金融商品に投資ができます。自分の目的やライフプランにあった商品を選びましょう。積立投資やNISAの活用など、投資の方法や制度も重要なので投資する前にしっかりと調べることが大切です。

金融商品の取引にはいくつかのルールがあります

手数料がかかる

株式、債券、投資信託の売買には通常、手数料などのコストがかかります。

すぐに現金化できない

株式や投資信託などの売買には時間がかかります。例えば、株式を売った場合、自分の口座にお金が振り込まれるのは、売った日を含めて3営業日目(土日祝日を含まない)となります。

利益が出たら税金を納める

株式や投資信託などを売って利益が出たときや配当や分配金を受け取ったときは、通常税金がかかります。納税手続きが簡単になる制度や、NISA制度もあるので、取引前に確かめましょう。

株取引における禁止事項

株の取引は、公正なルールの下に行われています。さまざまな禁止事項があるので、注意が必要です。

偽装・馴合売買



同一銘柄に対して、同一価格で売り注文と買い注文を同時に出し、売買を膨らませ、活発に取引されていると見せかける行為です。また、仲間内や複数のグループを介し、同様の売買を繰り返すことも禁止されています。

相場操縦



相場を意図的・人為的に変動させる違反行為です。例えば、株の買い注文を大量に出し、他の投資家の注文を誘引する目的で株価を変動させ、株価が上がってきたところで売り注文を出すような行為です。

内部者取引 (インサイダー取引)



会社の役員職員などが、立場上知り得た重要な情報の公表前に、その会社の株を売買すること。例えば、株価の上昇につながる新製品情報の公表前に株を買ったりする行為です。

風説の流布



株価の変動などを図ることを目的として、虚偽の情報などをインターネットの掲示板などの媒体を利用して流す行為です。



つみたてワニニサ

選択肢が広がってより使いやすく 考えてみましょう! NISAで資産形成

「NISA」は将来に向けて少額からの投資を行う方のための非課税制度です。
制度を正しく知って、賢く活用しましょう。

2024 年からの NISA

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間	無期限		無期限
非課税保有限度額（総枠） （注1）	1,800万円 ※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）		
			1,200万円（内数）
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 （金融庁の基準を満たした投資信託に限定）		上場株式・投資信託等（注2） ※ただし以下は除外する ①整理・監理銘柄 ②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託及び デリバティブ取引を用いた一定の投資信託等
対象年齢	18歳以上		18歳以上

（注1）利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理

（注2）金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施

年間投資枠が大幅拡大! 非課税保有期間が無期限化! 制度が恒久化!

確認しておきたいポイント

- つみたて投資枠と成長投資枠を別々の金融機関で利用することはできません。
1つの金融機関でご利用いただくこととなります。なお、年単位で金融機関を変更することは、可能です。
- 非課税保有限度額は1,800万円ですが、その内、成長投資枠の限度額は1,200万円までです。
- 既に2023年までのNISA制度（一般・つみたて）で保有している商品を売却する必要はありません。
購入時から一般NISAは5年間、つみたてNISAは20年間、そのまま非課税で保有可能で、
売却も自由です。ただし、非課税期間終了後、2024年からのNISA制度に
移管（ロールオーバー）することはできません。
- 非課税保有限度額については、買付け残高（簿価残高）で管理されます。このため、
NISA口座内の商品を売却した場合翌年以降、当該商品の簿価分の非課税枠を
再利用できることとなります。
- 2023年までのジュニアNISAで投資した商品については、非課税期間（5年）終了後、
自動的に継続管理勘定に移管され、18歳になるまで非課税で保有することが可能です。



2023年までのNISAは金融庁NISA特設サイトでご覧いただけます。

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/index.html>

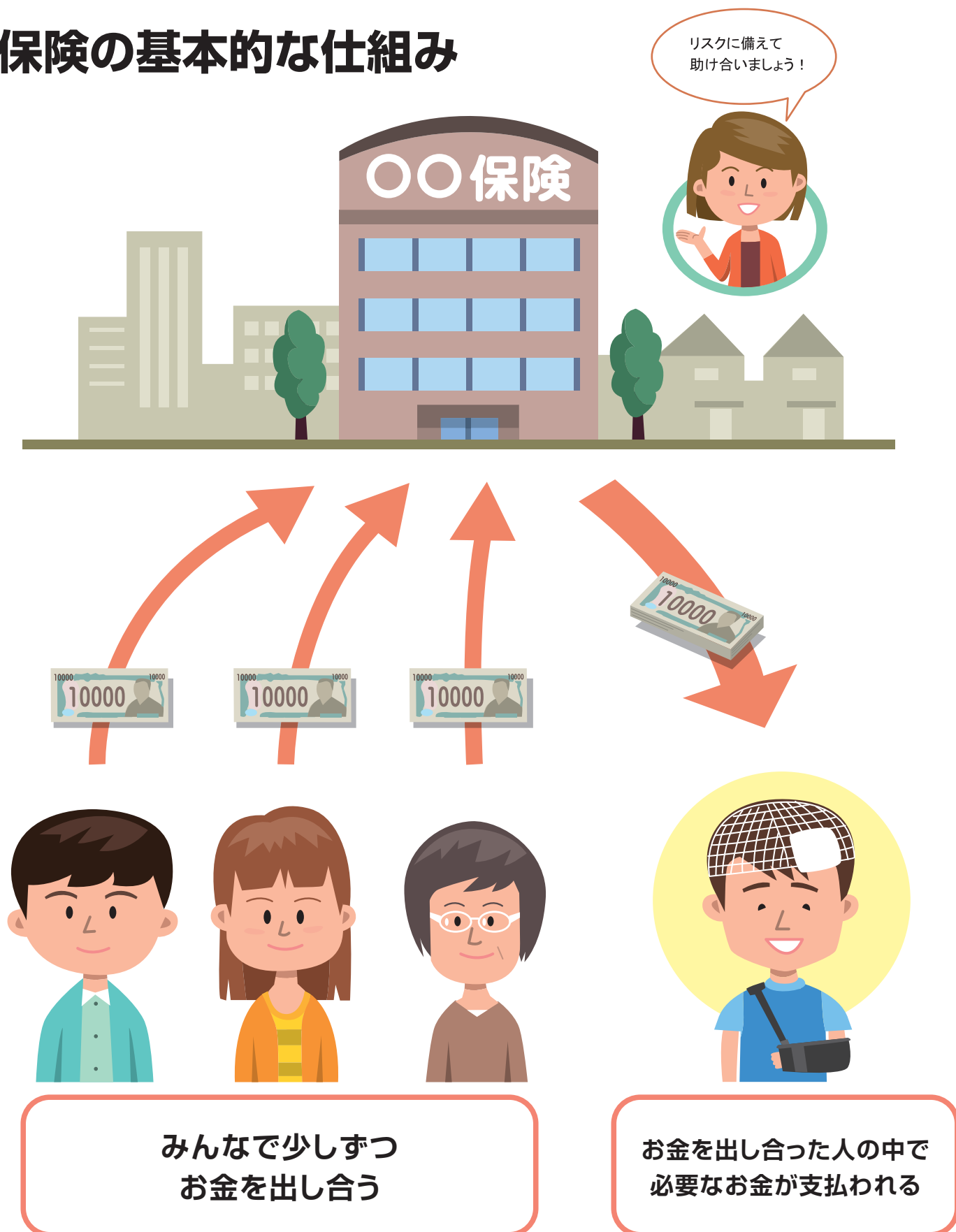


生命保険/ 損害保険

備える・守る

人生には、病気やケガ、火災や事故などさまざまなリスクがあります。日本には公的年金制度や国民健康保険などの公的制度がありますが、公的制度でカバーされない部分や不足する部分への備えとして、生命保険や損害保険があります。

保険の基本的な仕組み



こんなときに保険が役立ちます

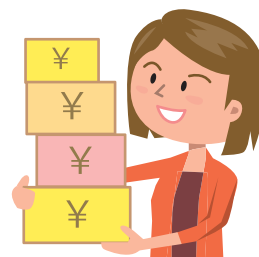
保険にはさまざまな役割があります。どんなときに、どんな保障(補償)が必要なのかを理解し、自分にとって必要な保険は何かを見極めることが大事です。



1

死亡保険

本人が死亡したり重い障がいを負ってしまったときに、本人や家族が経済的に安心して暮らしていけるように、保険金を受け取れるものです。



2

個人年金保険

公的年金に加え、ゆとりある老後の生活資金を準備するためのものです。これは、毎月お金を積み立て、一定の年齢になったときに年金が受け取れるものです。また、その年齢になる前に死亡した場合は、死亡保険金が支払われます。

6

個人賠償責任保険

自転車で誰かにケガをさせてしまった場合や、店で売り物を壊してしまったりした場合など、他の人やものに損害を与えてしまう場合に備える保険です(自動車保険や火災保険に入る際にセットでつけることが一般的です)。



5

医療保険

病気やケガによる入院や通院、手術などにかかるお金に備える保険です。特定の病気(がん、急性心筋梗塞、脳卒中など)や女性特有の病気(乳がん、子宮筋腫など)に備えるものや、近年では、認知症に備えるものなど、さまざまな保険があります。

3

くるまの保険

交通事故のときに被害者や自分の治療費や車の修理代に備える保険です。自動車やバイクを持ったら必ず加入する「自賠責保険(強制保険)」と、これに加えて自分の意思で加入する「自動車保険(任意保険)」があります。

4

すまいの保険

(火災保険/地震保険)

火災保険は、火災や落雷・風水災といった自然災害などにより、建物や家具・衣服などに生じた損害に備える保険です。地震保険は地震や噴火・津波による損害に備える保険です。



保険を契約するときの注意点

保険を契約するときは、現在の収入や金融資産、自分や家族のライフスタイルやライフプランに照らして、本当に必要な保険は何なのかをよく考え、カバーされるリスクの範囲や支払う保険料、受け取れる保険金・給付金の額といった保険の内容をよく確認し、しっかり理解しておくことが大切です。

自分にあった保険を選ぶ

自分や家族のライフスタイルやライフプランによって、備える必要のあるリスクは変わってきます。まず自分にとって、どのようなリスクに備える必要があるのか、よく確認しましょう。



負担することが可能な保険料かを確認する

受け取れる保険金・給付金の額を多く設定すると、支払う保険料は高くなります。まずは、公的制度にどのようなものがあるか、確認すると良いでしょう。その際には、金融庁HPの「公的保険制度を解説するポータルサイト」や厚生労働省が提供する「公的年金シミュレーター」もご参考になさってください。



また、一般的に、同じような保障（補償）内容でも、勤務先の企業などで団体割引が適用される保険加入制度や、割安な保険料である掛け捨てタイプの保険があるので、コスト面も検討しましょう。

特に、生命保険の場合、長期間続けることを前提としたものであり、貯蓄のように自由に引き出すことはできません。現在の自分にとって負担可能な保険料か、将来にわたり保険料の負担が可能かどうか、事前によく検討しましょう。

負担するリスクを確認する

途中で解約すると受け取れる金額が低くなってしまう保険や、株価や外国為替の影響によって受け取ることができる保険金額が変わる保険など、リスクをしっかりと理解した上で加入する必要がある保険もあります。パンフレットなどに説明があるので、あらかじめよく確認しましょう。



金融庁
公的保険制度を解説するポータルサイト
<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>



厚生労働省
公的年金シミュレーター
<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>



申込みの取消しができる期間は8日間

クーリング・オフ

一般的に、
「クーリング・オフに関する書面を受け取った日」が「申込日」
のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、
書面・メール・WEBにて申込みの取消しができます。



契約概要、注意喚起情報、ご契約のしおり、保険約款をしっかりと読む

- 契 約 概 要 …………… 保険商品の内容を理解するための書類
 注意喚起情報 …………… 契約にあたって、特に注意する事項を記載した書類
 ご契約のしおり …………… 保険約款にある重要な項目を抜き出し、分かりやすく
 説明した書類
 保 険 約 款 …………… 保険契約の内容を記した書類

これらの書類には必ず目を通して、疑問があれば保険会社に質問しましょう。



告知義務について

保険の種類によっては、契約時に、健康状態などについて告知書や生命保険会社の指定した医師などの質問に事実をありのまま告げる義務（告知義務）があります。

※一般に、生命保険会社指定の医師以外の職員（営業職員・生命保険面接士など）に健康状態、既往症などについて口頭で伝えても、告知したことにはなりませんので注意が必要です。



保険金・給付金が受け取れない場合

死亡保険金・死亡給付金が受け取れない主な場合とは（※）

- 告知した内容が事実と相違（告知義務違反）し、契約（特約）が解除されたとき
- 保険料の払込みがなく契約が失効していたとき
- 契約した保険の責任開始期から一定期間内に被保険者が自殺したとき
- 契約者または死亡保険金（給付金）の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき など

保険金・給付金が受け取れない主な場合とは（※）

（上記「死亡保険金・死亡給付金が受け取れない主な場合」のほか下記に該当するとき）

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- 災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき
- 被保険者の犯罪行為によるとき
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき など

※このほか、戦争その他の変乱、地震、噴火、津波によるときには受け取れない場合があります。



金融庁ホームページ「保険契約にあたっての手引」について
<https://www.fsa.go.jp/ordinary/hokenkeiyaku/>



クレジット/ ローン

後払いにする・お金を借りる

お金の持ち合わせがないときや急な出費のときに便利なクレジットカード。しかし、カードを使うことは「借金」をするということです。金利や手数料などを理解して、よく考えて使いましょう。

クレジットカードのさまざまな機能

支払機能

現金がないときの支払いはもちろん、海外旅行では多額の現金を持ち歩く必要がありません。



借入機能 (キャッシング)

利用枠に応じてATMなどでお金を借りることができます。



さまざまな サービス機能

割引サービス

カードの提示で商品やサービスが割引価格で購入できます。

予約サービス

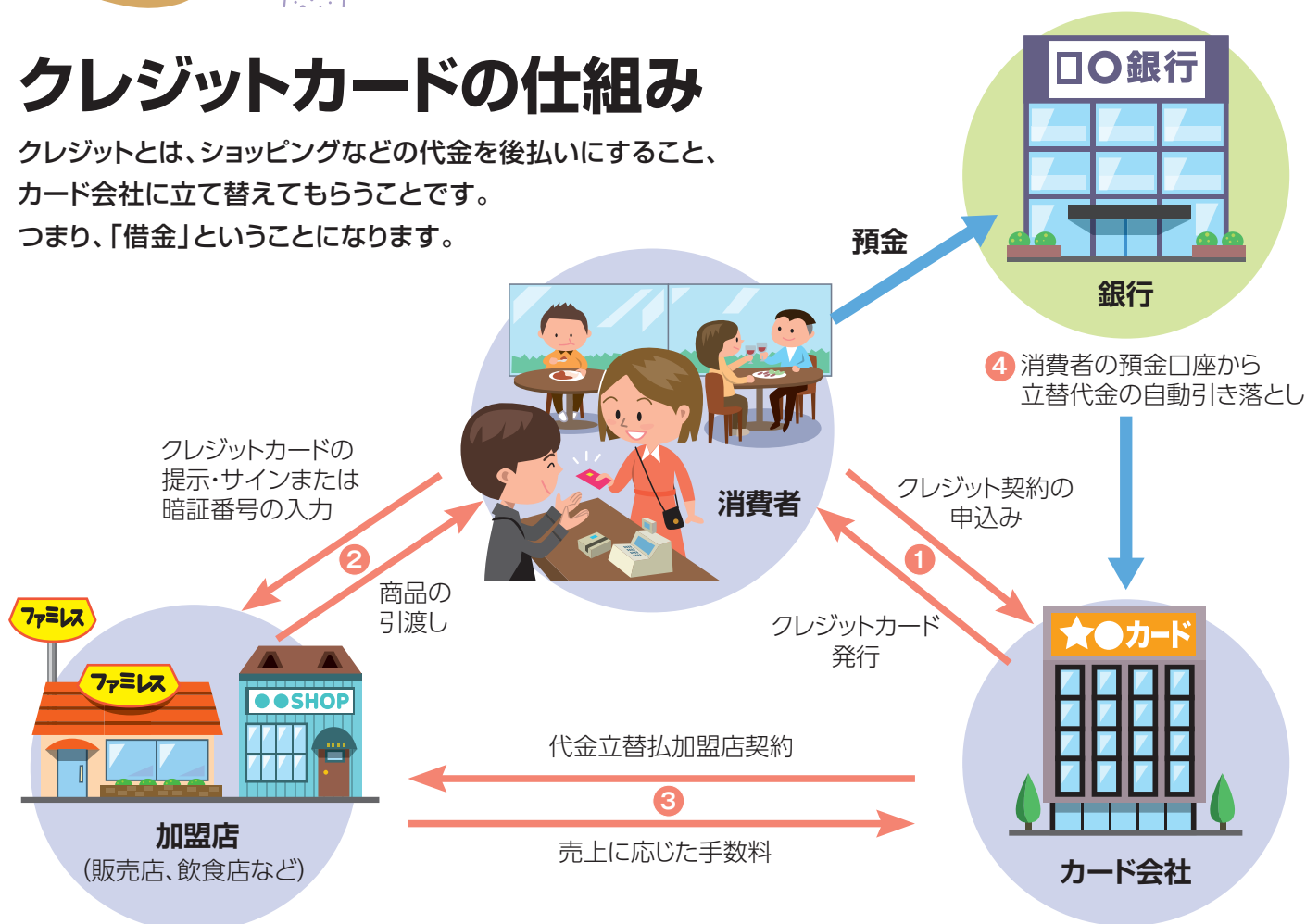
旅行、レストラン、劇場などの予約ができます。

保険サービス

カードで購入したものの破損や盗難に対する補償、旅行時の傷害保険などがあります。

クレジットカードの仕組み

クレジットとは、ショッピングなどの代金を後払いにすること、カード会社に立て替えてもらうことです。つまり、「借金」ということになります。



ローンとはつまり「借金」のことです

ローンとは、銀行などの金融機関がお金を貸すことです。消費者金融の貸付けもローンになります。一言でいえば「借金」だということを念頭においておきましょう。

クレジットやローンの返済方法

クレジットでもローンでも、お金を借りているのですから返済しなければなりません。その方法にはさまざまなものがあります。借りるときは、「借りたお金を返せるかどうか」をよく考えましょう。

クレジットの返済方法

- 一括払い……………1回で返すこと。一般的に金利はかからない。
- 分割払い……………希望する回数で返すこと。一般的に3回以上で金利がかかる。
- リボルビング払い……毎月ほぼ一定額で返すこと。金利がかかる。
- ボーナス一括払い……ボーナス時に1回で返すこと。
- ボーナス併用払い……ボーナス時に返済額を増やす分割払い。

注意

「リボルビング／リボ払い」は毎月の支払額が比較的少額で済むため、当初は返済負担が実感できません。このため、安易にクレジットやローンを繰り返し、気がつけば返さきれない借金をしていたというケースがあります。また、借入残高がある限り支払いは続き、残高に応じて金利がかかるため、知らないうちに全体の返済額が増えているケースもあります。リボ払いを選択するときには、注意が必要です。

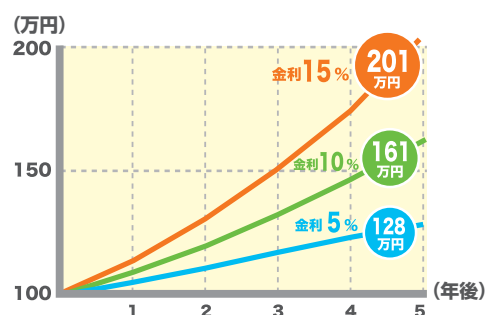
ローンの返済方法

- 元利均等返済……………元金と利息込みで、毎回の返済額が同じ。
- 元金均等返済……………元金を均等返済する方法。毎回の元金残高に対し金利がかかる。
- リボルビング返済……一定の利用限度額を設定し、毎月分割して返済する方法。
- アドオン返済……………返済終了まで当初の借入額を元金として、利息を計算する返済方法。

金利の負担が将来に与える影響

例えば、年利5%で100万円借りた場合、5年後の負債額は128万円ですが、年利10%で100万円借りた場合、5年後には161万円で、年利15%なら5年後には201万円になってしまいます。

金利と返済額 (100万円借りた場合)



ポイント

今、利用して大丈夫?

利用した分のお金を返すあてはあるか? 返済計画は立てているか? 本当に必要か? 借りる前によく考えましょう。

不要なカードを持っていませんか?

必要以上にカードを持たないようにしましょう。また、盗難や紛失により他人にカードを使われないようにきちんと管理しましょう。

利用しすぎていませんか?

分割払いやリボ払いだと月々の返済額が少額で済むので、つい利用しがちです。利用総額と月々の返済額をしっかりとチェックしておきましょう。

借金返済のために使っていませんか?

他の借金を返すためにローンを利用する人もいます。でも、それは転落への第一歩。注意して利用することが肝要です。

支払期日を守りましょう

支払期日を過ぎると延滞金利が発生します。また、延滞が一定期間続くと「指定信用情報機関」などに延滞情報が登録されます。

金利や契約内容を把握していますか?

クレジット*もローンも金利がかかります。どの程度の金利がかかるか、しっかり把握しておきましょう。

※一括払いなど金利がかからない場合もあります。

貸金業法について

この法律は、消費者金融などの貸金業者が行う貸付けなどについて定めているものです。
多重債務問題の深刻化を踏まえ、借りすぎ・貸しすぎを防ぐためのルールが強化されています。

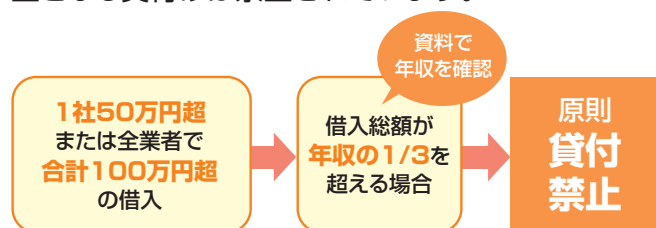
貸金業者の業務を適正に行わせるための規制

- 貸付けの際、利息を含めた返済総額を明示させる。
- 日中の執拗な取立行為の禁止など、取立規制を強化。
- テレビCMの内容・頻度などを規制。



借りすぎ・貸しすぎを防ぐ仕組み

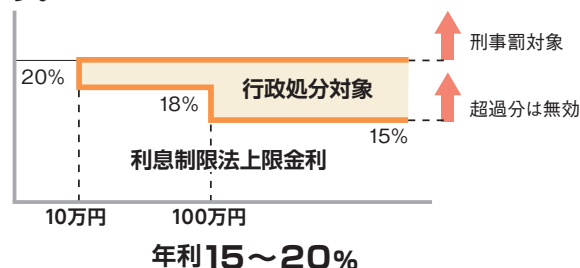
原則として貸金業者からの総借入額が年収の1/3以上となる貸付けは禁止されています。



※貸金業者は指定信用情報機関を通じ、借り手の借入残高を把握します。

上限金利

有効な貸付金利の上限は、年利15～20%とされています。



多重債務に陥らないために

借金を返済するために新しい借金をするなど、多重債務に陥る事例が発生しています。

無計画にクレジットを使ったために…

返済能力を考えずにクレジットやキャッシングを利用。



目先の返済に追われてまた借金…

次々と高金利のローンを利用した結果、借金の返済のために借金を重ねる。



連帯保証人になったばかりに…

友人の借金の連帯保証人になったが、友人が失踪してしまい、自分が借金を負うはめに。



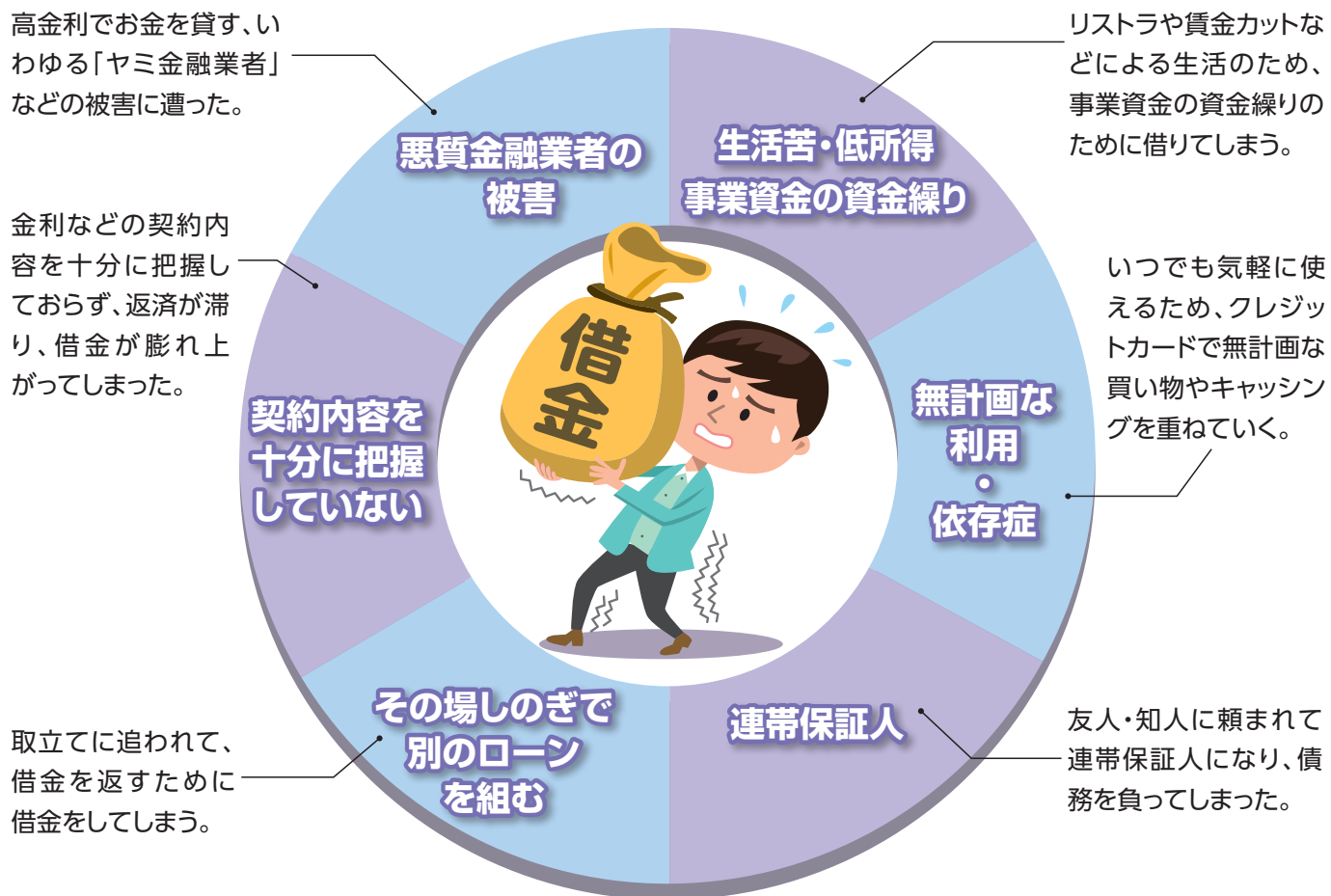
思いもよらぬ失業で…

景気の悪化で会社が倒産。ローンの返済や生活費に困って借金を繰り返す。



多重債務に陥る原因

「自分だけは大丈夫!」と思っても、不意なことで誰でも多重債務に陥る可能性があります。



もし、多重債務を抱えてしまったら

自分ひとりで抱え込まない

借入れやローン返済で困っている、家計に不安があるときは、まず多重債務の相談窓口へ相談しましょう(34ページをご覧ください)。窓口で解決方法(債務整理、専門家の紹介など)のアドバイス・支援を行います。

返済が遅延したらどうなるの?

返済期限を過ぎてもお金を返さない遅延状態が一定期間続くと「指定信用情報機関」などに延滞情報が登録されます。また、遅延損害金が発生し、負担が大幅に増加する可能性があります。延滞状態が続くとクレジットカードが新たに作れない、カードの利用が止められる、ローンが組めないなど、クレジットやローンの利用に支障が出る可能性があります。

自分の借金を把握する

多重債務者のほとんどが、いくら借りているのか、金利はどのくらいか、毎月の返済にいくら必要かを正確に把握できていません。まずはしっかり把握することが大切です。

携帯電話代、延滞していませんか?

携帯電話端末購入時に分割払いを選択した場合、月々の請求には、通信料だけでなく、携帯電話端末代の分割支払金も含まれていることになります。この場合、携帯電話端末代金の支払いが滞ると、指定信用情報機関に延滞情報が登録され、それにより将来、クレジットカードを作れなくなったり、ローンを組めなくなったりするおそれがありますので注意しましょう。

ギャンブル等依存症対策について

ギャンブル等依存症とは、ギャンブル等にのめり込んでいくことで、欲求をコントロールすることができなくなる精神疾患の1つです。

※「ギャンブル等」とは、ギャンブル等依存症対策基本法において、公営競技、パチンコ屋に係る遊技その他の射幸行為（偶然に得られる成功や利益をあてにする行為）をいうとされています。

依存症が引き起こすさまざまな問題

ギャンブル等依存症を原因として、例えば、うつ病などの健康問題、多重債務や貧困といった経済的な問題に加えて、家庭内不和や虐待、自殺、犯罪の発生など日常生活や社会生活に支障が生じることがあります。



自分では気づかない依存症

ギャンブル等以外にも、アルコール、薬物、買い物、ゲームなどのめり込む可能性があるもの・ことはさまざまです。本人には自覚がなく気づきにくいため、周囲の人が本人を責めたり、本人がコントロールしようとしても失敗することが度々あります。



依存症は放置しておくと深刻な状況に

ギャンブル等依存症は、適切な治療と支援による回復が十分に可能です。

しかし、放置しておくと症状が悪化するばかりか、借金をしている場合は、利息が膨らみ、より深刻な状況に陥ることがあります。

依存症の治療には家族の協力が重要

依存症による借金を家族が肩代わりしても、また借金を繰り返すことになり、深刻な多重債務に陥るおそれがあります。家族は、本人の症状を理解した上で、コミュニケーションの取り方を工夫することも重要です。本人はのめり込みを隠すために嘘をつくことがあるなど、サポートする家族にも大きな負担が生じます。家族自身のセルフケアも重要です。



依存症かなと思ったら

依存症は誰でもなりうる病気です。病気を隠すことは解決を遠ざけることにもなります。本人や家族だけで抱え込まず、依存症対策全国センターHPなどでさまざまな相談先を調べてみませんか。



関連制度・連絡先

貸付自粛制度

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターへ申告することで、浪費やギャンブル等依存でお困りの方が新たにお金を借り入れられないようにすることができる「貸付自粛制度」があります。

厚生労働省依存症啓発事業特設サイト

厚生労働省依存症啓発事業特設サイトでは、依存症の啓発動画やイベントなどの紹介をしています。

<https://izonsho.mhlw.go.jp/>



依存症対策全国センター

依存症対策全国センターでは、依存症の病気の特徴や全国の相談・医療機関などの紹介をしています。

<https://www.ncasa-japan.jp/>



消費者庁 ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ

ギャンブル等依存症である方やそのご家族、周りの方向けの留意事項、啓発資料などを掲示しているほか、関係事業者のアクセス制限の取組などを含め、幅広い内容を紹介しています。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/



その他のサービス

フィンテック

フィンテック(FinTech)とは、金融(Finance)と技術(Technology)を組み合わせた造語で、ITを活用した金融サービスの総称です。決済・送金、家計管理、資産運用、融資などのさまざまな場面で、顧客ニーズに合わせた便利なサービスが登場してきています。スマートフォンで利用できる身近なサービスが多いことも特徴の1つです。

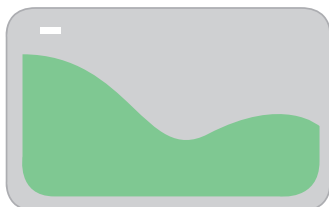
キャッシュレス決済

クレジットカードや電子マネー、コード決済など、現金を使わずに買い物ができる「キャッシュレス決済」の利用が増えてきています。それぞれの特徴を理解して利用し、見えにくくなっているお金の使いすぎに注意しましょう。



キャッシュレス決済の分類と決済方法

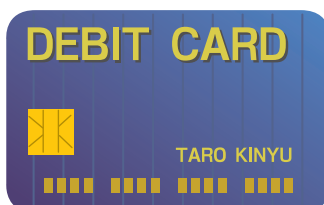
前払い



【プリペイドカード】

前払いのプリペイド方式で商品購入などに利用することができます。(詳しくは37ページをご覧ください)

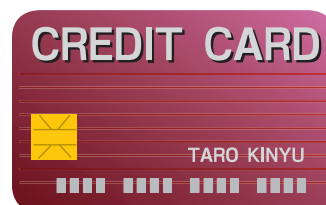
即時払い



【デビットカード】

支払代金が預金口座から即座に引き落とされます。預金残高を超えた支払いはできません。

後払い



【クレジットカード】

代金後払いによる商品の購入や、キャッシングの利用ができます。(詳しくは21ページをご覧ください)

店舗などでの会計は、3つの方法で支払うことができます。

①接触型



②非接触型



③コード型(二次元コードなど)



ポイント

- カードなどを紛失した場合は、発行会社に連絡して利用停止の手続きを行う必要があります。カードなどを作ったときの住所・電話番号、発行会社の連絡先を控えておくようにしましょう。
- 発行会社から送付される明細書やウェブ明細書を定期的に確認し、使いすぎしていないか、身に覚えのない利用履歴がないか、チェックしましょう。身に覚えのない利用履歴があった場合、発行会社にご相談ください。不正利用であることが確認できた場合、補償が行われる可能性があります。
- 解約した、契約していない、と思い込んだまま、実際には利用していない定期契約(サブスクリプション/サブスク)の支払いを続けているケースが増加しています。利用明細を確認し、利用していないサービスからの請求がないかチェックしましょう。

注意

犯罪者が、不正に入手した口座情報などを元に、キャッシュレス決済サービスのアカウントを開設し、銀行口座と連携した上で、預金を不正に引き出す事案が発生しています。銀行口座に身に覚えのない取引があった場合は、取引先銀行または利用明細に記載されている事業者にご相談ください。

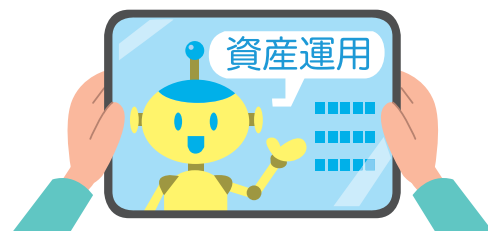
家計簿アプリ

銀行口座やクレジットカード、電子マネーなどの利用情報を自動で集計したり、スマートフォンで撮影したレシートの金額や品目などを自動で読み取ったりすることで、集めたデータから家計簿やグラフを作成してくれるサービスです。キャッシュレス決済が進む中、家計管理に役立つ機能を提供してくれます。



ロボアドバイザー

年齢や資産状況、投資目的、リスク許容度などを入力すると、金融工学に基づき構築されたシステムが資産運用のアドバイスや実際の運用を行うサービスです。資産配分の提案のみを行うタイプと商品の購入など実際の取引まで行うタイプがあります。



暗号資産（仮想通貨）

暗号資産（仮想通貨）は、ブロックチェーン上に記録された電子データを使って、決済や送金を行うものです。日本円やドルなどの法定通貨と異なり、国が価値を保証するものではありません。また、暗号資産の価格は大きく変動することがあり、価格変動のリスクが大きいものとなっています。

注意

暗号資産や詐欺的なコインに関するトラブルの相談が多く寄せられています。リスクを理解しないまま購入したり、詐欺や悪質商法に巻き込まれたりしないようご注意ください。

よくある相談事例

事例1

聞き覚えのない業者から、電話で暗号資産の購入を勧められた。

事例2

投資に関するセミナーで、「金融庁推薦」「ここでしか買えません」「必ず価値が上がります」「購入価格よりも高い値段で買い取ります」などの文句とともに、暗号資産の購入を勧められた。

事例3

金融庁や財務局の職員など、公的機関の職員を名乗る者から、暗号資産の購入を勧められた。

左記の事例は、いずれも投資詐欺の可能性があります。トラブルに巻き込まれないためにも、購入する前に次の事項にご留意ください。

- 暗号資産の売買などを行う事業者は、登録を受けた「暗号資産交換業者」として、金融庁ウェブサイトで公表しています^(注)。
- 暗号資産は、インターネット上で自由に取引することができ、その価格も市場で変動するものが多く、値上がりする保証はどこにもありません。
- 金融庁・財務局などの職員が、暗号資産の購入に関する勧誘を行うことや、特定の暗号資産を推奨することは一切ありません。

(注) 金融庁ウェブサイト「金融機関情報」>「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」参照
<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>



不安に思ったりトラブルにあったりした場合は、こちらへ相談!

金融庁金融サービス利用者相談室

TEL:0570-016811

IP電話からの場合 03-5251-6811

消費者ホットライン

188

警察総合相談電話番号

#9110

外部知見の活用

情報を収集する・相談する

金融商品を利用するときは
外部の知見を適切に活用しましょう。

自分にとって適切な金融商品を選択するために

お金と生活は切っても切れない関係です。大切なお金を上手に使っていくためには、自分だけの知識に頼らず、情報を集めて客観的な視点で見ることも大切です。

情報やアドバイスの活用

金融商品を選ぶ際は、最初から1つの金融機関や商品に絞り込むのではなく、さまざまな金融機関の商品やサービスと比較検討し、自分にあう金融商品を選ぶようにしましょう。インターネットや書籍、複数の販売業者から情報を収集し、商品性に関する理解を深め、比較検討すると良いでしょう。また、中立的な立場または商品を購入する消費者の側から信頼性の高い情報提供を行っている機関などに相談してみましょう。

ポイント

- 金融商品を購入する際は、信頼できる業者かどうかしっかり確認する
- 外部の知見を適切に活用する



理解できない金融商品は避ける

思わぬ金融トラブルに巻き込まれないためにも、自分が理解できない金融商品の購入は避けましょう。分からないことがあれば、金融機関などに説明を求める、パンフレットを熟読する、または外部の知見を活用するなど、理解できるまでは契約しないようにしましょう。

もっとよ〜く
調べてからに
しよう！



金融庁の相談窓口 金融サービス利用者相談室

TEL 0570-016811 (IP電話 03-5251-6811)

受付時間／平日10時00分～17時00分

(注)通話は、応対内容の明確化などのため、録音させていただいております。

WEB <https://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html>

その他、相談室では「郵便」でもご意見・ご質問などを受け付けております。

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

金融庁 金融サービス利用者相談室 宛

(注1) ご回答をお求めの場合には氏名及び電話番号の記載をお願いします。電話番号の記載がないものについては、ご回答できませんので、あらかじめご了承ください。

(注2) 「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。お急ぎの方はお電話にてご相談願います。



金融機関とのトラブルを 抱えている方のための金融ADR制度

ADR(Alternative Dispute Resolution)とは、「裁判外の紛争解決」という意味で、銀行・保険・証券などの業態ごとにその枠組みがあります。裁判に比べて、短期間、低コストなので、どなたでも安心してご利用いただけます。利用料は、機関によって異なりますが、一部を除き無料です。また、紛争解決までの期間は2～6カ月が標準的な処理期間となっています。

金融ADR制度の特徴

- 裁判に比べて、短期間、低コストが基本となっている。
- 金融分野に見識のある専門家が中立・公正な立場から和解案を提示してくれる。
- 金融機関は、利用者からの紛争解決の申立てに応じる必要がある。
- 金融機関は、提示された和解案を原則として受け入れる必要がある。
- 相談、苦情も受け付ける。



金融ADR機関一覧

取扱業務	機関名	所在地	連絡先
●銀行業務 ●農林中央金庫業務	一般社団法人全国銀行協会	東京都千代田区丸の内 1-3-1	TEL:0570-017109 または TEL:03-5252-3772
●手続対象信託業務 ●特定兼営業務	一般社団法人信託協会	東京都千代田区丸の内 2-2-1	TEL:0120-817-335 または TEL:03-6206-3988
●生命保険業務 ●外国生命保険業務	一般社団法人生命保険協会	東京都千代田区丸の内 3-4-1	TEL:03-3286-2648
●損害保険業務 ●外国損害保険業務 ●特定損害保険業務	一般社団法人 日本損害保険協会	東京都千代田区神田淡路町 2-105	TEL:0570-022808 TEL:03-4332-5241 (IP電話からの場合)
●損害保険業務 ●外国損害保険業務 ●特定損害保険業務 ●保険仲立人保険募集	一般社団法人 保険オンブズマン	東京都港区虎ノ門 3-20-4	TEL:03-5425-7963
●少額短期保険業務	一般社団法人 日本少額短期保険協会	東京都中央区八丁堀 3-12-8	TEL:0120-82-1144
●特定第一種金融商品 取引業務	特定非営利活動法人証券・ 金融商品あっせん相談センター	東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館	TEL:0120-64-5005
●貸金業務	日本貸金業協会	東京都港区高輪 3-19-15	TEL:0570-051051 または TEL:03-5739-3861

金融ADR機関が設立されていない業態などに関する情報は、以下のホームページでご覧いただけます。

<https://www.fsa.go.jp/policy/adr/>



トラブルに 注意

困ったら相談窓口へ

さまざまなトラブルが発生していますので、十分に気をつけましょう。
困ったときは、金融庁金融サービス利用者相談室などの相談窓口
にお問い合わせください。



SNSをきっかけとするトラブルが 増加。さまざまな手口に注意しましょう

あの手この手で、あなたのお金が狙われています！どんな手口があるのか、しっかり確認しておきましょう。

SNS上の広告がきっかけとなるトラブル

百貨店などをかたり格安の価格を提示し、
代金をだまし取る手口です。



注意

- 価格が定価とかけ離れている場合は、偽の商品ではないか、よく確認しましょう。
- 注文する前に販売元の会社についてネットなどで調べてみましょう。
- 販売サイトが信頼できるか、有名サイトに似せた偽サイトでないかなどを確認しましょう。

SNSのモニター募集に応募して不本意な契約をしてしまった

無料、格安などのうたい文句で来店させ、今だけ安い、すぐに始めないと手遅れになるなどと不安をあおり、高額な契約をさせる手口です。緊急性はないのに急かされて契約内容や施術の安全性などをよく確認できずに契約。即日施術を受けてしまうケースが増えています。



注意

- 今すぐ施術が必要だと不安をあおられても、その場で契約・施術をしないようにしましょう。
- 契約、施術前にリスクや副作用の確認をしましょう。
- 高額な支払いをしてまで必要な施術なのかよく考えましょう。

SNSを通じた「個人間融資」に注意しよう！

SNSなどで勧誘し、お金の貸し借りをを行う「個人間融資」は、違法な貸し手の場合や、トラブルに巻き込まれる可能性もあるので注意しましょう。



解説

個人を装ったヤミ金融業者により違法な貸付けが行われるケースです。送信した個人情報が悪用され、犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性があります。

注意

- 個人であっても、反復継続する意思を持って金銭の貸付けを行うことは、貸金業法上の「貸金業」に該当します。
※貸金業を営む場合は、国または都道府県の登録を受ける必要があります。
- 不特定多数が閲覧可能なSNSなどで「お金貸します」、「融資します」などと書き込んで、契約の締結を勧めることは、貸金業法で規制されている「貸金業を営む目的をもって、貸付けの契約の締結について勧誘をすること」に該当するおそれがあります。

これらの貸金業の無登録営業、無登録業者による勧誘は、罰則の対象です。

※貸金業の無登録営業:10年以下の懲役若しくは3,000万円以下の罰金

※無登録業者による勧誘:2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金

海外無登録業者によるトラブル

金融商品取引業や暗号資産交換業の登録を受けていない海外業者によるインターネットなどを介したトラブルが多発しています。登録を受けずに金融商品取引を行うことは法律で禁止されています。

海外無登録業者とは一切関わらないようにしましょう！



バイナリーオプション取引におけるトラブル

成功体験を語ったブログやSNS、インターネット広告を通じて信用させ、取引を始めると、「多額の損失を被った」「業者と連絡が取れない」といったトラブルが多発しています。



業者と電話が繋がらない！相当つぎ込んだのに…。

やられた!!

高レバレッジのFX取引におけるトラブル

日本国内のレバレッジ規制を遥かに上回る高レバレッジを宣伝文句として、FX取引を勧誘する手口です。

証拠金の**1000倍?**
やるしかない!



えっ!! 儲かっていたはずなのになんで?



解約したいのに業者と連絡がつかない!!



注意

- 「すぐに簡単に儲かる」などの広告やサイトを簡単に信じない!
- 安易にクレジットカード番号や運転免許証などの身分証明書を送らない!
- 金融商品取引業の登録を受けた証券会社などの金融機関かどうかを必ず確認する!
- 登録を受けずに金融商品取引業を行うことは違法です。無登録業者との取引には注意しましょう。
- レバレッジが高いほど損失も大きくなるため、日本ではFX取引に係るレバレッジは25倍までと制限がある!

高額な情報商材の販売を伴う投資勧誘には特に注意を!

- 最近、大学生を中心に、バイナリーオプション取引の投資分析ツールの入ったUSBメモリなど、高額な情報商材を購入した後に、海外無登録業者との取引に勧誘されるトラブルが多発しています。
- 「必ず儲かるので借金してもすぐに返済できる」などと商材の購入を勧められ、多額の借金を背負わされるケースが多く見られます。このような投資勧誘には特にご注意ください。

ポイント

SNSやマッチングアプリなどを通じて知り合った人からのさまざまな勧誘については慎重に判断しましょう!

海外の保険に関するトラブル

日本に支社や代理店を持たない外国保険業者は、日本で保険契約を直接締結することが禁止されています。内閣総理大臣の許可を受けずに外国保険業者に対して保険契約の締結の申込みをした場合、50万円以下の罰金が科せられるので注意しましょう。

海外の保険は日本より保障が手厚いのね! ネットで申し込めるんだ! やってみよう。



えっ! 罰金 **50万円?** どうしてなの?? えっ?



保険に関して相談したいときは

金融庁金融サービス利用者相談室

0570-016811 IP電話からの場合
03-5251-6811

生命保険について

生命保険協会 生命保険相談所

03-3286-2648

少額短期保険について

少額短期ほけん相談室

0120-82-1144

損害保険について

日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808 IP電話からの場合
03-4332-5241

(日本損保)

一般社団法人保険オンブズマン

03-5425-7963

(外国損保)

困ったときは
ひとりで悩まずに
相談しましょう



ヤミ金融業者には近づかないように

ヤミ金融業者とは、国や都道府県の登録を受けずに貸金業を営む業者や、法律に違反して高金利で貸付けを行う業者のことです。店舗を持たず、携帯電話だけで営業するなど業態はさまざまで、悪質な取立てなどの違法行為を行う業者が存在します。ヤミ金融は犯罪です。暴力的・脅迫的な取立てが行われ、周囲の人にまで被害が及ぶケースが少なくありません。決して近づかないようにしてください。

ヤミ金融業者などの種類(例)

登録詐称業者	広告に登録番号を記載する際、架空の番号を使用したり、他の貸金業者の登録番号を使用するなどの手口で登録業者を装うヤミ金融業者です。
個人間融資	SNSなどで勧誘し、見知らぬ人との間で金銭の貸し借りをを行うものであり、個人を装ったヤミ金融業者である場合があります。
給与ファクタリング	「給与ファクタリング」などと称して、個人の貸金債権を買い取って金銭を交付し、個人を通じて資金を回収する業務は、貸金業に該当します。 貸金業登録を受けずにこうした業務を営む者は、違法なヤミ金融業者です。
偽装ファクタリング	売掛債権を譲渡して資金を調達する「ファクタリング」を装って、実質的には金銭の貸付けを行うヤミ金融業者です。
ソフトヤミ金融	厳しい取立てや脅迫めいた請求は行わずに優しい言葉で相手に安心感を与えますが、実際には法外な金利を取るヤミ金融業者です。
年金(公的給付金)担保金融	年金などの公的給付金を担保に、高金利で金銭を貸し付けるヤミ金融業者です。中には、完済しても年金証書や銀行の通帳などを預かったまま、延々とお金を引き出し続ける悪質なものもあります。
買取屋(現金化業者)	クレジットカードで商品を次々と買わせ、それを定価以下の安い金額で買い取る方法で金銭の交付を行うヤミ金融業者です。申込者にはカード会社への債務が残ります。
後払い現金化・先払い買取現金化	後払いによる商品売買や先払い買取による商品売買を装っていても、業者から顧客に金銭を交付し、その後に後払い代金の支払いや違約金の名目で返済を受けるなどの業務は、貸金業に該当するおそれがあります。貸金業登録を受けずにこうした業務を営む者は、違法なヤミ金融業者です。

ヤミ金融業者の被害や多重債務にお困りの方はこちらへ!

ヤミ金融業者の被害について

金融庁金融サービス利用者相談室

0570-016811 IP電話からの場合
03-5251-6811

消費者ホットライン

188

警察総合相談電話番号

#9110

多重債務について

日本弁護士連合会

03-3580-9841

日本司法書士会連合会

03-3359-4171

法テラスサポートダイヤル

0570-078374

財務局などにおける相談窓口

<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/#madoguchi>
全国の財務局などや市区町村の相談窓口をご覧ください。



全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会

<https://www.cre-sara.gr.jp/kamei.html>
全国の加盟団体における相談窓口をご覧ください。



手口が巧妙化している 「特殊詐欺」に注意しましょう

特殊詐欺の手口はどんどん巧妙になっています。慌てずに事実確認、相談することを心がけましょう。

オレオレ詐欺

「電話番号が変わった」などと言って信用させ、あとから「借金の保証人になった」などと言って、現金をだまし取る手口です。



注意

- 犯人は、子どもの名前を知っていて、名乗る場合もある。
- 電話番号が変わったという連絡にも注意！
- 必ず、以前の電話番号にかけて確認。

現金受取型・キャッシュカード手交型・キャッシュカード窃取型

子や孫を装って電話をかけ、自宅まで犯人が直接現金やキャッシュカードを取りに来たり、封筒に封入させたキャッシュカードを持ち主が目を離したすきに窃取するなどの新たな手口が増えています。



注意

- 警察官や銀行協会職員などがキャッシュカードを預かることは絶対にない！
- 行政や金融機関の職員を名乗った場合でも、キャッシュカードや通帳を渡したり、暗証番号を教えたりしない！
- 宅配便や、ゆうパック、レターパックなどで現金を送ることはできない！
- 約9割が現金受取型となっています。

架空請求詐欺

- メールで「総合情報サイト利用料金未納」「無料期間が過ぎても退会手続きがされてない」といった通知がきます。
- メール文中の問い合わせ先に電話するよう誘導されて、「延滞料金は毎日加算される」「払わないと裁判になる」といったことを言われ、料金を支払わせる手口です。



注意

- 不審に思ったら、各種の相談窓口にご相談を！
- メールに記載されている電話番号には電話しない。
- 発送元が裁判所の場合は、裁判所に確認。
- 連絡先は、電話帳などで調べて、自分で確認。

還付金等詐欺

- 税務署、区役所などの職員を名乗る者から「税金の還付金がある」「医療費の還付金がある」といった電話がきます。
- 「以前通知を出したが返信がない」「封書が届いているはず」などと言われます。
- ATMのある場所まで行かされ、その場で電話で巧妙に誘導されます。「これからあなたに振り込みますので【お振り込み】ボタンを押してください」「今から言うお客様番号を入力してください」などと言ってATMを操作させられます。
- 「【お振り込み】ボタンを押す」ことで犯人の口座に振り込ませる手口です。



注意

- お金を受け取る側がATMを操作することでお金が返ってくることは絶対ない！
- 機械の操作が苦手な高齢者がターゲットに。
- 電話をかけながらATMを操作している高齢者を見かけたら一声かけよう。

だまされないための3カ条

- 1 知らない人には現金を渡さない・送らない
- 2 家族に連絡を取り、事実を確認
- 3 あやしいと思ったら警察に連絡

不安に思ったりトラブルに遭ったりした場合は、こちらへ相談！

金融庁金融サービス利用者相談室

TEL:0570-016811

IP電話からの場合 03-5251-6811

消費者ホットライン

188

警察総合相談電話番号

#9110

誤って振り込んでしまったことに気づいたら、すぐに金融機関にも連絡を！

「プリペイドカードを買ってきて」と指示する詐欺業者に注意

- ID番号をインターネット上に入力して利用できるサーバ型プリペイドカードのID番号をだまし取られるトラブルが増えています。
- ID番号をだまし取られたと気づいても、詐欺業者と連絡が取れなくなったり、既に使われてしまったりしているため、被害回復は困難です。
- まずはだまされないことが大事です! どんな手口があるのか、しっかり確認しておきましょう。



サクラサイト[※]などの悪質加盟店が、プリペイドカードで支払わせる手口

[※]サイト業者に雇われた「サクラ」が異性、芸能人、資産家、弁護士、占い師などのキャラクターになりすまして、メール交換などの有料サービスを利用させ、その度に支払いを続けさせるサイト

- 「芸能人と会える」「お金をあげる」などといったメールが送られてくる。
- 連絡をすると、メール交換サイトなどの有料サービス(サクラサイト)に誘導し、さまざまな理由をつけて、その度にサーバ型プリペイドカードなどで支払わせる。



注意

- 「芸能人と会える」「お金をあげる」などのうまい話を簡単に信じない!
- やりとり内容や相手が疑わしい場合には支払わない!
- トラブルに遭った場合は、すぐにプリペイドカード発行会社に連絡する!

架空請求詐欺などでプリペイドカードを購入させてID番号を詐取する手口

- メールで「アダルトサイト利用料金未納」などといった通知がくる。
- メール文中の問い合わせ先に電話すると、「払わないと裁判になる」といった説明をして、サーバ型プリペイドカードを購入して、そのID番号を教えるよう指示してくる。

注意

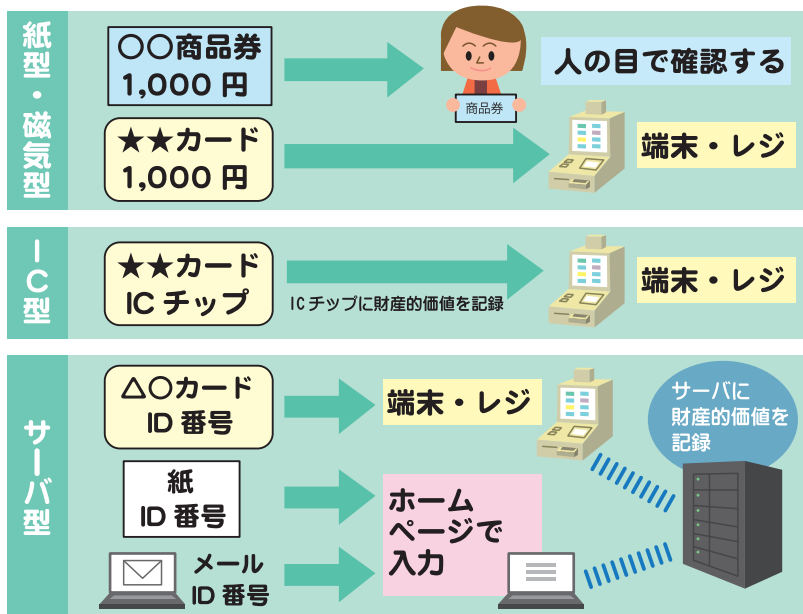
- 覚えのない請求などに返信したり連絡したりしない!
- プリペイドカードのID番号を聞きだして、支払いを求めることはありません!
- トラブルに遭った場合は、すぐにプリペイドカード発行会社に連絡する!

※電子ギフト券を購入させて、詐欺業者のメールアドレスに送らせる手口も発生!

プリペイドカードについて

プリペイドカードは誰でも簡単に商品購入などに利用できる前払い式のカードです。利用可能金額が券面に記載されている「紙型」、財産的価値がカードの磁気ストライプに記録されている「磁気型」、ICチップに記録されている「IC型」、発行会社のサーバに記録されている「サーバ型」があります。なお、IC型やサーバ型は、「電子マネー」と呼ばれることもあります。

サーバ型には、紙(レシート・カードなど)やメールに記載されたID番号(複数桁の数字や文字)をインターネット上に入力して使用できるものもあり、ゲーム・音楽などのダウンロードコンテンツの購入などの決済手段として広く普及しています。プレゼントとして第三者に贈ることもでき、プレゼントしたい相手のメールアドレスに簡単に送れる「電子ギフト券」もあります。



未公開株などに関する詐欺

証券取引所などに上場していない株のことを未公開株といいます。「上場間近で必ず儲かる」と勧誘され購入したが、「予定時期を過ぎても上場しない」「業者と連絡が取れない」などのトラブルが多く、特に高齢者を狙った手口が発生しています。また、社債やファンドに関するトラブルも生じています。

公的機関 装い型	金融庁などの公的機関の名前を出して信用させる手口です。 注意 金融庁など公的機関の職員が、未公開株などの取引に関与することは絶対にありません！
劇場型	一度断っても、別の業者が同じ未公開株の話題を出すなど、複数の人物が登場し、同じ話題を出して、本当の話だと信用させる手口です。 注意 未公開株などの買取の約束は、実行されることはありません！
代理 購入型	お金を振り込むので、代わりに未公開株を購入して欲しいと依頼してくる手口です。 注意 他人の代わりに購入し、代金を立て替えることは絶対にやめましょう！
被害 回復型	未公開株の購入で一度被害を受けた人を狙って、「被害を回復してあげます」と偽る手口です。 注意 別の未公開株の購入や手数料が条件になったら信用してはいけません！

もし、金融機関が倒産したら…

銀行や証券会社、保険会社でも、倒産する可能性はあります。そんなとき、あなたが預けたお金や加入している保険はどうなるのでしょうか？ 金融機関の倒産に備えて、利用者を保護する仕組みが決められています。

利用者保護の仕組み（セーフティーネット）

預金取扱金融機関の場合	証券会社の場合	保険会社の場合
預金保険制度によって、利息のつかない当座預金などは全額、利息のつく普通預金や定期預金などは1金融機関ごとに合算して、預金者1人あたり元本1,000万円までと破綻日までの利息などが保護されます。	利用者が預けてある株式や売買代金は、証券会社が管理している限り、すべて返還されます。万一、返還できない場合、日本投資者保護基金により、1,000万円まで補償されます。	加入している保険は、他の保険会社に移転されることで継続されます。また、保険金は保険契約者保護機構からの資金援助により一部補償される場合もあります。
ポイント	利用者保護の仕組みには細かい定めがあるので、詳細については運営機関（預金保険機構、日本投資者保護基金、生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構）のホームページをご覧ください。	

もし銀行などの預金取扱金融機関が破綻したら

預金取扱金融機関などが倒産した場合、預けたお金はどうなるのでしょうか。日本では、預金者保護のために一定のルールに基づいて預金が保護されます。

預金等の保護の範囲		
預金保険制度の対象預金等	預金等の分類	
	決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金等
預金保険制度の対象外預金等	保護の範囲	
	全額保護	
預金保険制度の対象外預金等	1金融機関ごとに合算して、預金者1人あたり元本1,000万円までと破綻日までの利息等を保護（上記保護範囲を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります））	
	保護対象外 破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）	
預金保険制度の対象外預金等	保護対象外 破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）	
	保護対象外 破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）	

ご連絡・お問い合わせ先

官公庁

金融庁

金融サービス利用者相談室

受付時間: 平日10:00～17:00

■0570-016811

03-5251-6811 (IP電話からの場合)

■<https://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html>

消費者庁

■03-3507-8800

■<https://www.caa.go.jp/>

警察庁

■#9110 (警察総合相談電話番号)

■<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/consultation/index.html>

消費者関係団体・借金で困ったときの相談先

消費生活センターなどの消費生活相談窓口

■188 (消費者ホットライン)

■https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/hotline/

日本消費者協会

■03-5282-5319 (消費者相談室)

■<https://jca-home.jp/>

各都道府県の弁護士会または日本弁護士連合会

■03-3580-9841 (日弁連代表)

■<https://www.nichibenren.or.jp/>

日本司法書士会連合会

■03-3359-4171

■<https://www.shiho-shoshi.or.jp/>

日本クレジットカウンセリング協会

■0570-031640 (多重債務ほっとライン)

■<https://www.jcco.or.jp/>

法テラス

■0570-078374 (サポートダイヤル)

■<https://www.houterasu.or.jp/>

公的機関

日本銀行

■03-3279-1111

■<https://www.boj.or.jp/>

預金保険機構

■03-6262-7370

■<https://www.dic.go.jp/>

日本投資者保護基金

■03-5542-1791

■<https://jipf.or.jp/>

生命保険契約者保護機構

■03-3286-2820

■<https://www.seihohogo.jp/>

損害保険契約者保護機構

■03-3255-1635

■<http://www.sonpohogo.or.jp/>

金融広報中央委員会 (知るぽると)

■03-3279-1111

■<https://www.shiruporuto.jp/>

金融団体における相談窓口

全国銀行協会相談室

■0570-017109

03-5252-3772 (IP電話からの場合)

■<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/>

証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)

暗号資産関連デリバティブ取引含む

■0120-64-5005

■<https://www.finmac.or.jp/>

生命保険協会 生命保険相談所

■03-3286-2648

■<https://www.seiho.or.jp/contact/about/>

日本損害保険協会 そんぽADRセンター

■0570-022808

03-4332-5241 (IP電話からの場合)

■<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

■0570-051051

03-5739-3861 (IP電話からの場合)

■<https://www.j-fsa.or.jp/personal/contact/>

日本資金決済業協会 お客さま相談室

■03-3556-6261

■https://www.s-kessai.jp/info/funds_consumer_inquiry_i.html

